

佐賀県告示第 234 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 2 年 9 月 5 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 2 年 9 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン（通称名： α -PiHP、 α -PHiP）及びその塩類
- (2) 化学名 N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド（通称名：Furanylethylfentanyl、FUEF）及びその塩類
- (3) 化学名 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン（通称名：BOD、 β -METHOXY-2C-D）及びその塩類
- (4) 化学名 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド（通称名：Isobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (5) 化学名 [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン（通称名：CHM-081）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。